

第 2 章 給 料

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例

平成 14 年 3 月 4 日

条 例 第 4 号

改正	平成15年 2 月14日	条例第 2 号	平成22年 3 月17日	条例第 1 号
	平成15年12月 1 日	条例第 5 号	平成22年12月 1 日	条例第 5 号
	平成17年 3 月28日	条例第 2 号	平成23年 3 月15日	条例第 1 号
	平成17年11月18日	条例第 6 号	平成23年11月28日	条例第 3 号
	平成17年12月 1 日	条例第 8 号	平成25年 3 月26日	条例第 4 号
	平成18年 3 月31日	条例第 2 号	平成26年 2 月 6 日	条例第 4 号
	平成19年 2 月28日	条例第 3 号	平成26年 3 月26日	条例第 4 号
	平成19年 3 月29日	条例第 7 号	平成27年 2 月10日	条例第 1 号
	平成20年 2 月25日	条例第 1 号	平成27年 3 月27日	条例第 3 号
	平成20年12月 1 日	条例第 4 号	平成27年 7 月13日	条例第 6 号
	平成21年 3 月30日	条例第 2 号	平成28年 3 月28日	条例第 3 号
	平成21年 5 月22日	条例第 4 号	平成28年 3 月28日	条例第 4 号
	平成21年11月25日	条例第 6 号	平成29年 2 月 9 日	条例第 1 号未施行あり

(目的及び効力)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定により、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第 2 条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。）第 8 条に規定する正規の勤務時間（以下正規の「勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料表)

第 3 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（別表第 1）

(2) 業務職給料表（別表第 2）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第 9 条の規定する職員以外のすべての職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第 3 に定めるところによる。

4 管理者は、すべての職員の職務を前項に規定する級のいずれかに格付けし、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

第4条 管理者は、前条第3項の規定による分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級を定めることができる。

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの範囲内で、かつ、前条第3項の規定により管理者が決定する。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号級は、別に定める初任給の基準に従い、管理者が決定する。

4 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合における号級は、管理者が別に定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（再任用職員等の給料月額）

第5条 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条 前2条に規定するものを除くほか、職員の初任給、昇給及び昇格については管理者が別にこれを定める。

（給料の支給方法）

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間につき、その全額を支給する。

2 給料の支給日は、管理者が規則で定める。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇級、降給等により

給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給料期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給料期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(臨時的に任用される職員等の給与)

第9条 臨時的に任用される職員及び非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)の給与については、この条例に規定する給与の額との均衡を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。

(地域手当)

第10条 職員に地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の9を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(以下「行7級職員」という。)にあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき1万円とする。

- 4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれ

かに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行7級職員が行7級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行7級職員以外のものが行7級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（住居手当）

第13条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)に支給する。

2 住宅手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控

除した額

(2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは 16,000 円) を 11,000 円に加算した額

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(通勤手当)

第 14 条 通勤手当は次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員 (交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの (以下「自転車等」という。) を使用することを常例とする職員 (自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員 (交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第 1 号及び第 3 号に掲げる職員にあっては月の 1 日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間 (以下「支給対象期間」という。)、第 2 号に掲げる職員にあっては月の 1 日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 管理者の規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃相当額」という。)

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1 箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自転車 (規則で定めるものを含む。以下この号において同じ。) を使用する職員 (ウに掲げる職員を除く。) 自転車の使用距離が、片道 5 キロメートル未満である職員にあっては 2,000 円、片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員にあっては 3,800 円、その他の職員にあっては 5,000 円

イ 普通自動車 (道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 3 条に規定する自動車のうち、自動二輪車以外の自動車をいう。以下同じ。) 又は原動機付自転車等 (自転車等のうち、自転車及び普通自動車等以外のものをいう。以下同じ。) を使用する職員 (ウに掲げる職員を除く。) 別表第 4 に掲げる額

ウ 自転車、普通自動車等及び原動機付自転車等を併せて使用する職員又はこれらのうちいずれか2つを併せて使用する職員それぞれの片道の使用距離に応じてア及びイに掲げる額を合計した額。ただし、その合計した額がその職員の自転車等の片道の使用距離に応じた普通自動車使用者（普通自動車等を併せて使用しない場合にあっては、原動機付自転車等使用者）に係る額を超える場合にあっては、当該額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して管理者が規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げるにその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

第15条 削除

（給与の減額）

第16条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は、勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、勤務時間条例第12条に規定する休暇である場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間数を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤

務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100とする。」

- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の規則で定める時間を除く。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の75）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から同項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第3項の規定による勤務にあつては100分の50（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の75）から同項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「同項に規定する規則で定める割合（）」とあるのは、「100分の100（）」とする。

(休日勤務手当)

第 18 条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、職員が正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。勤務時間条例第 3 条第 1 項又は第 4 条の規定により毎日を週休日と定められている職員以外の職員が勤務時間条例第 10 条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第 4 条及び第 5 条の規定による週休日に当たるときに管理者が定める日において勤務した場合その他前段の規定により休日勤務手当が支給される場合との均衡を考慮して管理者が定める場合についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第 19 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

第 20 条 前 3 条に規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給については、管理者が規則で定める。

(端数計算)

第 21 条 第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額及び第 17 条から第 19 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 22 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(管理職手当)

第 23 条 管理又は監督の地位にある職員には、その職務の特殊性に基づき、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の 100 分の 25 の範囲内で管理職手当を支給する。

2 前項の管理職手当の支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、管理者が規則で定める。

(特定の職員についての適用除外)

第 24 条 第 17 条から第 19 条までの規定は、前条に規定する職員には適用しない。

2 第 11 条から第 13 条までの規定は、再任用職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第 25 条 第 23 条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(以下「週休日等」という。)に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第 23 条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前 3 項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（宿日直手当）

第 25 条の 2 宿日直手当は、次のとおりとする。

宿 直 1 回につき 4,200 円

日 直 1 回につき 4,200 円

ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、その勤務 1 回につき 2,100 円。管理者の定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その勤務 1 回について 6,300 円とする。

（期末手当）

第 26 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 28 条まで及び附則第 5 項第 3 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に管理者が定める日（次条及び第 28 条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（第 30 条第 6 項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

(4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中、「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 80」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、

又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表及び業務職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級以上であるものその他の職務の複雑、困難及び責任の度合いを考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの。

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの。

第28条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」)

という。)を受けたものは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第5項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるそのものの勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に管理者が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の

40 を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第 26 条第 5 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第 29 条第 3 項」と、「第 2 項の期末手当基礎額」とあるのは、「同条第 2 項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 27 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 29 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 29 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する管理者が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（休職者の給与）

- 第 30 条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 3 職員が前 2 項以外の心身の故障により地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 4 職員が地方公務員法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 5 地方公務員法第 28 条第 2 項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前 4 項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第 2 項及び第 3 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 26 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡したときは、第 26 条第 1 項の規定により管理者が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 27 条及び第 28 条の規定を準用する。この場合において、第 27 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 30 条第 6 項」と読み替えるものとする。

(専従退職者の給与)

第 31 条 地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(給与の口座振込)

第 32 条 給与は、職員から申出がある時は、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

(給与からの控除)

第 33 条 給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

(1) 千葉県市町村職員共済組合が行う貯金事業に係る積立金及び貸付事業に係る償還金

(2) 千葉県市町村職員互助会の掛金

(3) 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員共済会の掛金、同会が行う福利厚生事業に係る負担金並びに同会が取り扱う生命保険及び損害保険に係る保険料並びに積立年金に係る積立金

(4) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たものであって、管理者が定めるもの

(この条例の施行に関し必要な事項)

第 34 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の廃止)

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例 (昭和 47 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 11 号。以下「旧条例」という。) は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行日前の給与の取扱いについては、旧条例第 2 条において準用する一般職職員の給与に関する条例 (昭和 32 年佐倉市条例第 32 号) の相当規定によるものとする。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

4 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 26 条第 2 項及び第 3 項並びに第 29 条第 2 項の規定の適用については、第 26 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、同条第 3 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」とあるのは「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、第 29 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」とする。

5 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員 (再任用職員を除く。以下同じ。) に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該職員の給料月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該職員の給料月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、次項及び第 7 項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び次項において「給料月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 26 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 29 条第 4 項において準用する第 26 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 7 項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該職員に支給される勤勉手当に係る第 29 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 4 項において準用する第 26 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 7 項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該職員に支給される勤勉手当に係る第 29 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額）
- (5) 第 30 条第 1 項から第 4 項まで又は第 6 項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第 30 条第 1 項 前各号に定める額
- イ 第 30 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に 100 分の 80

を乗じて得た額

ウ 第 30 条第 4 項 第 1 号及び第 2 号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第 30 条第 6 項 第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

- 6 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 16 条から第 19 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 22 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 7 附則第 5 項の規定が適用される間、第 29 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 5 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 1.275 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 85 を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（通勤手当に関する経過措置）

- 8 当分の間、第 14 条第 2 項第 2 号イ及びウに掲げる職員（普通自動車等を使用する職員に限る。）に対する同項の規定の適用については、同項第 2 号イ中「別表第 4 に掲げる額」とあるのは「別表第 4 に掲げる額に 3,000 円を加算した額」と、同号ウ中「ア及びイに掲げる額を合計した額」とあるのは「ア及びイに掲げる額を合計した額に 3,000 円を加算した額」と、「係る額」とあるのは「係る額に 3,000 円を加算した額」とする。

附 則（平成 15 年 2 月 14 日条例第 2 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条並びに附則第 9 項及び第 10 項の規定は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
（最高号給を超える給料月額の切替等）
- 2 平成 15 年 3 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
（改正後の条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員）
- 3 施行日の前日において、第 1 条の規定による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第 4 項の規定の適用を受ける職員のうち、第 1 条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、施行日以後同項の規定は、適用しない。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 6 平成15年3月の期末手当を支給されることとなる職員の同月の期末手当の額は、改正後の条例第26条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額(以下「期末手当額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を期末手当額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が期末手当額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成15年3月1日(期末手当について改正後の条例第26条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号に置いて「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額(継続期間において附則第2項に規定する給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について管理者の定める給料月額)及び扶養手当の額により計算した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 7 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与条例第26条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

9 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「3ヶ月以内(基準日が12月1日であるときは、6ヶ月以内)」を「6ヶ月以内」に改める。

10 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の適用については、同項中「6ヶ月以内」とあるのは、「3ヶ月以内」とする。

附 則(平成15年12月1日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 平成15年12月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受け取る期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(改正後の条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員)

3 切替日の前日において、第1条の規定による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)附則第4項の規定の適用を受ける職員のうち、第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給(以下この項において「級号給」という。)に対応する級号給の定めのない職員については、切替日以後同項の規定は、適用しない。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

6 平成15年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)

の額は、改正後の条例第 26 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで又は第 30 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 15 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び通勤手当の月額合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額に、同年 4 月から切替日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成 15 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額

（委任）

7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 18 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 1 日条例第 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 平成 17 年 12 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（改正後の条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員）

3 切替日の前日において、改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第 4 項の規定の適用を受ける職員のうち、改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、切替日以後これらの規定は、適用しない。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合

との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 6 平成17年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、改正後の条例第26条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで又は第30条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.35を乗じて得た額に、同年4月から切替日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から切替日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.35を乗じて得た額

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則(平成18年3月31日条例第2号)

改正 平成21年11月25日条例第6号

改正 平成22年12月1日条例第5号

改正 平成23年11月28日条例第3号

改正 平成25年3月26日条例第4号

(施行期日)

- 1 この条例は平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関す

る条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え）

4 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、管理者が規則で定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（規則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附則別表第1 職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	
	5級	3級
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
業務職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級

附則別表第 2

行政職給料表の適用を受ける職員の新号級

旧号給	経過期間	旧級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	3月未満			21	25	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			22	26	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			23	27	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			24	28	1	1	1	1	1
	12月以上			25	29	1	1	1	1	1
2	3月未満	5	25	25	29	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	26	26	30	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	27	27	31	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	28	28	32	1	1	1	1	1
	12月以上	9	29	29	33	1	1	1	1	1
3	3月未満	9	29	29	33	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	30	30	34	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	31	31	35	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	32	32	36	4	1	1	1	1
	12月以上	13	33	33	37	5	1	1	1	1
4	3月未満	13	33	33	37	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	34	34	38	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	15	35	35	39	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	16	36	36	40	8	4	1	1	1
	12月以上	17	37	37	41	9	5	1	1	1
5	3月未満	17	37	37	41	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	18	38	38	42	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	19	39	39	43	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	20	40	40	44	12	8	4	1	1
	12月以上	21	41	41	45	13	9	5	1	1
6	3月未満	21	41	41	45	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	22	42	42	46	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	23	43	43	47	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	24	44	44	48	16	12	8	4	1
	12月以上	25	45	45	49	17	13	9	5	1
7	3月未満	25	45	45	49	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	26	46	46	50	18	14	10	6	2

	6 月以上 9 月未 満	27	47	47	51	19	15	11	7	3
	9 月以上 1 2 月未 満	28	48	48	52	20	16	12	8	4
	1 2 月以上	29	49	49	53	21	17	13	9	5
8	3 月未 満	29	49	49	53	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未 満	30	50	50	54	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未 満	31	51	51	55	23	19	15	11	7
	9 月以上 1 2 月未 満	32	52	52	56	24	20	16	12	8
	1 2 月以上	33	53	53	57	25	21	17	13	9
9	3 月未 満	33	53	53	57	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未 満	34	54	54	58	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未 満	35	55	55	59	27	23	19	15	11
	9 月以上 1 2 月未 満	36	56	56	60	28	24	20	16	12
	1 2 月以上	37	57	57	61	29	25	21	17	13
10	3 月未 満	37	57	57	61	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未 満	38	58	58	62	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未 満	39	59	59	63	31	27	23	19	15
	9 月以上 1 2 月未 満	40	60	60	64	32	28	24	20	16
	1 2 月以上	41	61	61	65	33	29	25	21	17
11	3 月未 満	41	61	61	65	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未 満	42	62	62	66	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未 満	43	63	63	67	35	31	27	23	19
	9 月以上 1 2 月未 満	44	64	64	68	36	32	28	24	20
	1 2 月以上	45	65	65	69	37	33	29	25	21
12	3 月未 満	45	65	65	69	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未 満	46	66	66	70	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未 満	47	67	67	71	39	35	31	27	23
	9 月以上 1 2 月未 満	48	68	68	72	40	36	32	28	24
	1 2 月以上	49	69	69	73	41	37	33	29	25
13	3 月未 満	49	69	69	73	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未 満	50	70	70	74	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未 満	51	71	71	75	43	39	35	31	27
	9 月以上 1 2 月未 満	52	72	72	76	44	40	36	32	28
	1 2 月以上	53	73	73	77	45	41	37	33	29
14	3 月未 満	53	73	73	77	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未 満	54	74	74	78	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未 満	55	75	75	79	47	43	39	35	31
	9 月以上 1 2 月未 満	56	76	76	80	48	44	40	36	32
	1 2 月以上	57	77	77	81	49	45	41	37	33
15	3 月未 満	57	77	77	81	49	45	41	37	33

	3 月以上 6 月未滿	57	78	77	82	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	58	79	78	83	51	47	43	39	35
	9 月以上 1 2 月未滿	58	80	78	84	52	48	44	40	36
	1 2 月以上	59	81	79	85	53	49	45	41	37
16	3 月未滿	59	81	79	85	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	59	82	80	86	54	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未滿	60	83	81	87	55	51	47	43	39
	9 月以上 1 2 月未滿	60	84	82	88	56	52	48	44	40
	1 2 月以上	61	85	83	89	57	53	49	45	41
17	3 月未滿	61	85	83	89	57	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未滿	61	86	83	90	58	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未滿	62	87	84	91	59	55	51	47	43
	9 月以上 1 2 月未滿	62	88	84	92	60	56	52	48	44
	1 2 月以上	63	89	85	93	61	57	53	49	45
18	3 月未滿	63	89	85	93	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未滿	63	90	85	94	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未滿	64	91	86	95	63	59	55	51	
	9 月以上 1 2 月未滿	64	92	86	96	64	60	56	52	
	1 2 月以上	65	93	87	97	65	61	57	53	
19	3 月未滿	65	93	87	97	65	61	57	53	
	3 月以上 6 月未滿	65	94	87	98	66	62	58	54	
	6 月以上 9 月未滿	66	95	87	99	67	63	59	55	
	9 月以上 1 2 月未滿	66	96	88	100	68	64	60	56	
	1 2 月以上	67	97	88	101	69	65	61	57	
20	3 月未滿	67	97	88	101	69	65	61		
	3 月以上 6 月未滿	67	98	88	101	70	66	62		
	6 月以上 9 月未滿	68	99	89	101	71	67	63		
	9 月以上 1 2 月未滿	68	100	89	101	72	68	64		
	1 2 月以上	69	101	89	101	73	69	65		
21	3 月未滿	69	101	89	101	73	69	65		
	3 月以上 6 月未滿	69	102	90	101	74	70	66		
	6 月以上 9 月未滿	70	103	90	101	75	71	67		
	9 月以上 1 2 月未滿	70	104	90	101	76	72	68		
	1 2 月以上	71	105	91	101	77	73	69		
22	3 月未滿	71	105	91	101	77	73	69		
	3 月以上 6 月未滿	71	105	91	101	78	74	70		
	6 月以上 9 月未滿	72	105	92	101	79	75	71		
	9 月以上 1 2 月未滿	72	105	92	101	80	76	72		
	1 2 月以上	73	105	93	101	81	77	73		

12月以上									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

業務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級								
		1級	2級	3級	4級	5級				
1	3月未満	13	1	1	1	1				
	3月以上6月未満	14	1	1	1	1				
	6月以上9月未満	15	1	1	1	1				
	9月以上12月未満	16	1	1	1	1				
	12月以上	17	1	1	1	1				
2	3月未満	17	1	1	1	1				
	3月以上6月未満	18	2	1	1	1				
	6月以上9月未満	19	3	1	1	1				
	9月以上12月未満	20	4	1	1	1				
	12月以上	21	5	1	1	1				
3	3月未満	21	5	1	1	1				
	3月以上6月未満	22	6	2	1	1				
	6月以上9月未満	23	7	3	1	1				
	9月以上12月未満	24	8	4	1	1				
	12月以上	25	9	5	1	1				
4	3月未満	25	9	5	1	1				
	3月以上6月未満	26	10	6	1	1				
	6月以上9月未満	27	11	7	1	1				
	9月以上12月未満	28	12	8	1	1				
	12月以上	29	13	9	1	1				
5	3月未満	29	13	9	1	1				
	3月以上6月未満	30	14	10	2	1				
	6月以上9月未満	31	15	11	3	1				
	9月以上12月未満	32	16	12	4	1				
	12月以上	33	17	13	5	1				
6	3月未満	33	17	13	5	1				
	3月以上6月未満	34	18	14	6	2				
	6月以上9月未満	35	19	15	7	3				
	9月以上12月未満	36	20	16	8	4				
	12月以上	37	21	17	9	5				
7	3月未満	37	21	17	9	5				
	3月以上6月未満	38	22	18	10	6				
	6月以上9月未満	39	23	19	11	7				

	9月以上 12月未満	40	24	20	12	8				
	12月以上	41	25	21	13	9				
8	3月未満	41	25	21	13	9				
	3月以上 6月未満	42	26	22	14	10				
	6月以上 9月未満	43	27	23	15	11				
	9月以上 12月未満	44	28	24	16	12				
	12月以上	45	29	25	17	13				
9	3月未満	45	29	25	17	13				
	3月以上 6月未満	46	30	26	18	14				
	6月以上 9月未満	47	31	27	19	15				
	9月以上 12月未満	48	32	28	20	16				
	12月以上	49	33	29	21	17				
10	3月未満	49	33	29	21	17				
	3月以上 6月未満	50	34	30	22	18				
	6月以上 9月未満	51	35	31	23	19				
	9月以上 12月未満	52	36	32	24	20				
	12月以上	53	37	33	25	21				
11	3月未満	53	37	33	25	21				
	3月以上 6月未満	54	38	34	26	22				
	6月以上 9月未満	55	39	35	27	23				
	9月以上 12月未満	56	40	36	28	24				
	12月以上	57	41	37	29	25				
12	3月未満	57	41	37	29	25				
	3月以上 6月未満	58	42	38	30	26				
	6月以上 9月未満	59	43	39	31	27				
	9月以上 12月未満	60	44	40	32	28				
	12月以上	61	45	41	33	29				
13	3月未満	61	45	41	33	29				
	3月以上 6月未満	62	46	42	34	30				
	6月以上 9月未満	63	47	43	35	31				
	9月以上 12月未満	64	48	44	36	32				
	12月以上	65	49	45	37	33				
14	3月未満	65	49	45	37	33				
	3月以上 6月未満	66	50	46	38	34				
	6月以上 9月未満	67	51	47	39	35				
	9月以上 12月未満	68	52	48	40	36				
	12月以上	69	53	49	41	37				
15	3月未満	69	53	49	41	37				
	3月以上 6月未満	70	54	50	42	38				

	6 月以上 9 月未満	71	55	51	43	39				
	9 月以上 12 月未満	72	56	52	44	40				
	12 月以上	73	57	53	45	41				
16	3 月未満	73	57	53	45	41				
	3 月以上 6 月未満	74	58	54	46	42				
	6 月以上 9 月未満	75	59	55	47	43				
	9 月以上 12 月未満	76	60	56	48	44				
	12 月以上	77	61	57	49	45				
17	3 月未満	77	61	57	49	45				
	3 月以上 6 月未満	78	62	58	50	46				
	6 月以上 9 月未満	79	63	59	51	47				
	9 月以上 12 月未満	80	64	60	52	48				
	12 月以上	81	65	61	53	49				
18	3 月未満	81	65	61	53	49				
	3 月以上 6 月未満	82	66	62	54	50				
	6 月以上 9 月未満	83	67	63	55	51				
	9 月以上 12 月未満	84	68	64	56	52				
	12 月以上	85	69	65	57	53				
19	3 月未満	85	69	65	57	53				
	3 月以上 6 月未満	86	70	65	58	54				
	6 月以上 9 月未満	87	71	66	59	55				
	9 月以上 12 月未満	88	72	66	60	56				
	12 月以上	89	73	67	61	57				
20	3 月未満	89	73	67	61	57				
	3 月以上 6 月未満	90	74	67	62	58				
	6 月以上 9 月未満	91	75	68	63	59				
	9 月以上 12 月未満	92	76	68	64	60				
	12 月以上	93	77	69	65	61				
21	3 月未満	93	77	69	65	61				
	3 月以上 6 月未満	94	78	70	66	62				
	6 月以上 9 月未満	95	79	71	67	63				
	9 月以上 12 月未満	96	80	72	68	64				
	12 月以上	97	81	73	69	65				
22	3 月未満	97	81	73	69	65				
	3 月以上 6 月未満	98	82	73	70	66				
	6 月以上 9 月未満	99	83	74	71	67				
	9 月以上 12 月未満	100	84	74	72	68				
	12 月以上	101	85	75	73	69				
23	3 月未満	101	85	75	73	69				

	3 月以上 6 月未滿	102	86	75	74	69				
	6 月以上 9 月未滿	103	87	76	75	69				
	9 月以上 12 月未滿	104	88	76	76	69				
	12 月以上	105	89	77	77	69				
24	3 月未滿	105	89	77	77					
	3 月以上 6 月未滿	106	90	77	78					
	6 月以上 9 月未滿	107	91	78	79					
	9 月以上 12 月未滿	108	92	78	80					
	12 月以上	109	93	79	81					
25	3 月未滿	109	93	79	81					
	3 月以上 6 月未滿	110	94	79	82					
	6 月以上 9 月未滿	111	95	80	83					
	9 月以上 12 月未滿	112	96	80	84					
	12 月以上	113	97	81	85					
26	3 月未滿	113	97	81	85					
	3 月以上 6 月未滿	114	98	82	86					
	6 月以上 9 月未滿	115	99	83	87					
	9 月以上 12 月未滿	116	100	84	88					
	12 月以上	117	101	85	89					
27	3 月未滿	117	101	85	89					
	3 月以上 6 月未滿	118	102	85	90					
	6 月以上 9 月未滿	119	103	86	91					
	9 月以上 12 月未滿	120	104	86	92					
	12 月以上	121	105	87	93					
28	3 月未滿		105	87						
	3 月以上 6 月未滿		106	87						
	6 月以上 9 月未滿		107	88						
	9 月以上 12 月未滿		108	88						
	12 月以上		109	89						
29	3 月未滿		109	89						
	3 月以上 6 月未滿		110	90						
	6 月以上 9 月未滿		111	91						
	9 月以上 12 月未滿		112	92						
	12 月以上		113	93						
30	3 月未滿		113	93						
	3 月以上 6 月未滿		114	93						
	6 月以上 9 月未滿		115	94						
	9 月以上 12 月未滿		116	94						
	12 月以上		117	95						

31	3月未満		117	95						
	3月以上6月未満		118	95						
	6月以上9月未満		119	96						
	9月以上12月未満		120	96						
	12月以上		121	97						
32	3月未満		121							
	3月以上6月未満		122							
	6月以上9月未満		123							
	9月以上12月未満		124							
	12月以上		125							
33	3月未満		125							
	3月以上6月未満		126							
	6月以上9月未満		127							
	9月以上12月未満		128							
	12月以上		129							

附 則（平成 19 年 2 月 28 日条例第 3 号）

この条例は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日条例第 7 号）

この条例は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 25 日条例第 1 号）

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中第 33 条を第 34 条とし、第 32 条の次に 1 条を加える改正規定は平成 20 年 3 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定(第 33 条を第 34 条とし、第 32 条の次に 1 条を加える改正規定を除く。)による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 29 条第 2 項第 1 号の規定は、平成 19 年 12 月 1 日から適用する。
（平成 19 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 平成 19 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。
（施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整）
- 施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号

給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則 (平成20年12月1日条例第4号)

この条例は平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日条例第2号)

この条例は平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月22日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年11月25日条例第6号)

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第26条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第30条第1項から第3項まで若しくは、第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から28号給まで
業務職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から28号給まで

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された
 期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日条例第 1 号）

この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日条例第 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の印旛郡市
 広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「給与条例」という。）第 26 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 3 号。附則第 5 項において「育児休業条例」という。）第 16 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 30 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 項若しくは附則第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第 5 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 2 号）附則第 7 項の規定の適用を受けない職員に限る）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成 22 年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行の日の属する月の前月

までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から68号給まで
	3級	1号給から32号給まで
	4級	1号給から24号給まで
	5級	1号給から16号給まで
	6級	1号給から4号給まで
業務職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から68号給まで
	3級	1号給から32号給まで
	4級	1号給から24号給まで
	5級	1号給から16号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え）

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第5項の規定の適用については、同項中「当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「印旛都市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年印旛都市広域市町村圏事務組合条例第5号）の施行の日」とする。

（規則への委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
（育児休業条例の一部改正）

5 育児休業条例の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

（給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する給与条例の特例）

4 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第5項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じ

て得た額を減じた額」と、同項第 3 号及び第 4 号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

5 第 15 条の通知を受けて育児休業法第 17 条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第 5 項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、前項の規定を準用する。

6 短時間勤務職員に対する給与条例附則第 5 項第 1 号の規定の適用については、同項第 1 号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

7 第 20 条の承認を得て育児休業法第 19 条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第 5 項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、給与条例第 16 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例附則第 6 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（印旛都市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

6 印旛都市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 14 年印旛都市広域市町村圏事務組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
附則に次の 1 項を加える。

（一般職職員の給与に関する条例附則第 5 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

5 印旛都市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例附則第 5 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第 16 条第 3 項の規定の適用については、同項中「第 22 条」とあるのは、「附則第 6 項」とする。

附 則（平成 23 年 3 月 15 日条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前から引き続き改正前の印旛都市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 13 条第 1 項第 2 号に該当する職員（同号の規定により平成 23 年 3 月に係る住居手当を支給される職員に限る。）については、同項及び同条第 2 項の規定は、平成 25 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間にあつては同項第 2 号中「4,300 円」とあるのは「3,000 円」と、同年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間にあつては同号中「4,300 円」とあるのは「1,500 円」とする。

3 前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員として任命権者が管理者の承認を得て定める職員については、改正後の給与条例第 13 条

の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の給与条例第 13 条第 1 項第 2 号に該当する職員とみなして、同条（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する。

（委任）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（平成 23 年 11 月 28 日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 23 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第 26 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 3 号）第 16 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 30 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 項若しくは附則第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1 号給から 105 号給まで
	2 級	1 号給から 80 号給まで
	3 級	1 号給から 44 号給まで
	4 級	1 号給から 36 号給まで
	5 級	1 号給から 28 号給まで
	6 級	1 号給から 16 号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで

業務職給料表	1 級	1 号給から121号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から76号給まで
	4 級	1 号給から48号給まで
	5 級	1 号給から32号給まで

(2) 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された
 期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則 (平成 25 年 3 月 26 日条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 26 年 4 月 1 日から、第 3 条及び次項の規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成 22 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項第 1 号中「受けず、かつ、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 18 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 2 号) 附則第 7 項の規定の適用を」を削る。

附 則 (平成 26 年 2 月 6 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 26 年 3 月 26 日条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、この条例による改正後の一般職職員の給与に関する条例第 4 条第 6 項及び第 7 項の規定については、同条第 6 項中「職員 (次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるのは「同項に」と、同条第 7 項中「職員の第 5 項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」とあるのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは、「1 号給」とする。

附 則 (平成 27 年 2 月 10 日条例第 1 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第 29 条第 2 項及び附則第 7 項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

3 給与条例(第 29 条第 2 項及び附則第 7 項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

4 給与条例(第 29 条第 2 項及び附則第 7 項の改正規定を除く。以下この項において同じ。)による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日条例第 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成 27 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第 5 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

(平成 30 年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する特例)

6 切替日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給に関する給与条例第 10 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 9」とあるのは「100 分の 9 を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。

附 則(平成 27 年 7 月 13 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日条例第 4 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条及び第 4 条の規定 平成 28 年 4 月 1 日

(2) 第 3 条の規定 平成 28 年 10 月 1 日

2 第 1 条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例「（以下「給与条例」という。）」の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

3 第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 29 年 2 月 9 日条例第 1 号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 29 条第 2 項及び附則第 7 項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

3 第 1 条の規定（給与条例第 29 条第 2 項及び附則第 7 項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

4 第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 3 号。以下「平成 27 年改正条例」という。）附則第 3 項から第 5 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成 27 年改正条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

5 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 12 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用せず、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 11 条第 3 項及び第 12 条の規定の適用については、同項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの（以下「行 7 級職員」

という。)にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき1万円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者」という。)については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族である子がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは、「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」

(3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは、「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

6 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 12 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用せず、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 11 条第 3 項及び第 12 条の規定の適用については、同項中「6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの（以下「行 7 級職員」という。）にあっては、3,500 円）」とあるのは「6,500 円」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 5 号」とする。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	227,900	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	229,500	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	231,000	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24	175,500	232,600	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	

25	178,200	234,100	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	235,800	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	237,300	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	238,900	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	240,300	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	241,800	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	243,400	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	244,800	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	246,300	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,500	247,800	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	195,300	249,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	197,100	250,500	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	198,700	252,000	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	200,500	253,700	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	202,300	255,400	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	204,100	257,200	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	205,800	258,800	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	207,600	260,600	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	209,400	262,300	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	211,200	264,000	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	212,600	266,000	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	214,400	267,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	216,100	269,700	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	217,900	271,500	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	219,600	273,200	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	221,300	275,100	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	222,900	277,000	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	224,500	278,700	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	226,000	280,400	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	227,700	282,300	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	229,300	284,100	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	230,900	286,000	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	232,200	287,600	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	233,700	289,300	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	235,100	291,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	236,400	292,900	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	237,700	294,600	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	238,900	296,300	364,400	380,900	403,300		

63	239,900	297,900	365,100	381,500	403,600
64	241,100	299,500	365,800	382,100	403,900
65	242,400	301,200	366,100	382,500	404,200
66	243,600	302,900	366,800	383,100	404,500
67	244,800	304,500	367,500	383,700	404,800
68	246,100	306,200	368,200	384,300	405,100
69	247,000	307,300	368,500	384,700	405,300
70	248,400	308,800	369,100	385,200	405,600
71	249,800	310,300	369,800	385,700	405,900
72	251,300	311,900	370,400	386,300	406,200
73	252,700	313,500	370,700	386,600	406,400
74	254,100	315,100	371,300	387,000	406,700
75	255,500	316,700	372,000	387,400	407,000
76	256,800	318,200	372,600	387,800	407,200
77	258,000	319,700	373,000	388,100	407,400
78	259,300	320,900	373,500	388,400	407,700
79	260,700	322,100	374,100	388,700	408,000
80	262,000	323,300	374,600	389,000	408,200
81	263,300	324,000	375,100	389,200	408,400
82	264,400	324,900	375,700	389,500	408,700
83	265,700	325,700	376,200	389,800	409,000
84	267,000	326,500	376,500	390,000	409,200
85	268,000	327,400	376,900	390,200	409,400
86	269,100	327,800	377,400	390,500	
87	270,400	328,500	377,800	390,800	
88	271,700	329,300	378,200	391,000	
89	272,800	330,100	378,600	391,200	
90	273,800	330,800	379,100	391,500	
91	274,800	331,500	379,500	391,800	
92	275,900	332,200	379,900	392,000	
93	277,100	332,700	380,200	392,200	
94	278,100	333,300	380,700		
95	279,000	333,800	381,100		
96	280,000	334,400	381,500		
97	280,700	334,700	381,800		
98	281,600	335,200			
99	282,300	335,600			
100	283,200	336,100			

	101	284,200	336,500					
	102	285,000						
	103	285,800						
	104	286,600						
	105	287,400						
再任用職員		214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

業務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300

20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800

	55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
	56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
	57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
	58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
	59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
	60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
	61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
	62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
	63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
	64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
再任 用職 員以 外の 職員	65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
	66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
	67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
	68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
	69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
	70	209,800	251,900	281,700	310,500	
	71	210,100	252,400	282,500	311,000	
	72	210,700	252,900	283,200	311,500	
	73	211,000	253,100	284,000	311,800	
	74	211,600	253,500	284,700	312,300	
	75	212,100	254,000	285,500	312,800	
	76	212,900	254,500	286,300	313,200	
	77	213,100	255,000	286,900	313,400	
	78	213,800	255,400	287,400	313,700	
	79	214,300	255,900	287,900	314,000	
	80	214,900	256,400	288,300	314,300	
81	215,600	256,700	288,700	314,600		
82	216,100	257,000	289,100	314,900		
83	216,700	257,300	289,600	315,200		
84	217,400	257,600	290,100	315,500		
85	218,000	257,800	290,500	315,700		
86	218,600	258,000	291,100	316,100		
87	219,100	258,300	291,700	316,400		
88	219,800	258,600	292,300	316,600		
89	220,300	258,800	292,600	316,800		

90	220,900	259,000	293,100	317,100
91	221,500	259,400	293,600	317,400
92	222,000	259,600	294,000	317,700
93	222,400	259,900	294,400	317,900
94	222,900	260,300	294,900	318,200
95	223,400	260,600	295,400	318,500
96	223,900	260,900	295,900	318,700
97	224,500	261,100	296,200	318,900
98	225,000	261,400	296,600	319,200
99	225,500	261,600	297,100	319,500
100	226,000	261,900	297,600	319,700
101	226,400	262,200	298,000	319,900
102	226,900	262,400	298,400	
103	227,500	262,700	298,700	
104	228,100	263,000	299,000	
105	228,500	263,200	299,300	
106	229,000	263,400	299,700	
107	229,500	263,700	300,100	
108	229,900	263,900	300,500	
109	230,100	264,200	300,800	
110	230,500	264,500	301,200	
111	231,000	264,800	301,600	
112	231,500	265,000	301,900	
113	231,800	265,200	302,100	
114	232,300	265,500	302,400	
115	232,800	265,700	302,700	
116	233,300	265,900	302,900	
117	233,600	266,200	303,100	
118	234,000	266,500	303,400	
119	234,400	266,800	303,700	
120	234,800	267,100	303,900	
121	235,200	267,200	304,100	
122		267,500	304,400	
123		267,800	304,700	
124		268,100	304,900	
125		268,200	305,100	
126		268,500	305,400	

	127		268,800	305,700		
	128		269,100	305,900		
	129		269,200	306,100		
	130		269,500	306,400		
	131		269,800	306,700		
	132		270,100	306,900		
	133		270,200	307,100		
	134		270,500			
	135		270,800			
	136		271,100			
	137		271,200			
再任用職員		192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

備考 この表は、寮母等これらに準ずる技能的業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

ア 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
7級	1 事務局長の職務 2 次長の職務 3 参事の職務
6級	1 課長の職務 2 所属の困難な業務を統括する職務として規則で定める職務
5級	1 副主幹の職務 2 所属の困難な業務を担当する職務として規則で定める職務
4級	1 主査の職務 2 所属の定例的業務を統括する職務として規則で定める職務
3級	1 主査補の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする職務として規則で定める職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務として規則で定める職務

1 級	定型的な職務として規則で定める職務
-----	-------------------

イ 業務職給料表級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
5 級	高度の技能又は経験を必要とする技能労務を行う職務として規則で定める職務
4 級	定型的な技能労務を行う職務として規則で定める職務
3 級	定型的な技能労務を行う職務として規則で定める職務
2 級	定型的な技能労務を行う職務として規則で定める職務
1 級	定型的な技能労務を行う職務として規則で定める職務

別表第 4（第 14 条関係）

片道の使用距離 職員の区分	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
	4 km 未満	2,000
4 km 以上 6 km 未満	4,170	4,170
6 km 以上 8 km 未満	5,230	5,060
8 km 以上 10km 未満	6,290	5,950
10km 以上 12km 未満	7,340	6,840
12km 以上 14km 未満	8,570	8,060
14km 以上 16km 未満	9,800	9,280
16km 以上 18km 未満	11,020	10,490
18km 以上 20km 未満	12,240	11,700
20km 以上 22km 未満	13,460	12,910
22km 以上 24km 未満	14,640	14,080
24km 以上 26km 未満	15,820	15,260
26km 以上 28km 未満	17,000	16,430
28km 以上 30km 未満	18,170	17,600
30km 以上 32km 未満	19,340	18,780
32km 以上 34km 未満	20,430	19,790
34km 以上 36km 未満	21,520	20,810
36km 以上 38km 未満	22,610	21,820
38km 以上 40km 未満	23,700	22,830
40km 以上 42km 未満	24,790	23,840
42km 以上 44km 未満	25,710	23,840
44km 以上 46km 未満	26,640	23,840

46km 以上 48km 未滿	27,570	23,840
48km 以上 50km 未滿	28,500	23,840
50km 以上 52km 未滿	29,430	23,840
52km 以上 54km 未滿	30,160	23,840
54km 以上 56km 未滿	30,890	23,840
56km 以上 58km 未滿	31,630	23,840
58km 以上 60km 未滿	32,370	23,840
60km 以上 62km 未滿	33,100	23,840
62km 以上 64km 未滿	34,160	23,840
64km 以上 66km 未滿	35,220	23,840
66km 以上 68km 未滿	36,280	23,840
68km 以上 70km 未滿	37,340	23,840
70km 以上 72km 未滿	38,400	23,840
72km 以上 74km 未滿	39,460	23,840
74km 以上 76km 未滿	40,520	23,840
76km 以上 78km 未滿	41,580	23,840
78km 以上 80km 未滿	42,640	23,840
80km 以上 82km 未滿	43,700	23,840
82km 以上 84km 未滿	44,760	23,840
84km 以上 86km 未滿	45,820	23,840
86km 以上 88km 未滿	46,880	23,840
88km 以上 90km 未滿	47,940	23,840
90km 以上 92km 未滿	49,000	23,840
92km 以上 94km 未滿	50,060	23,840
94km 以上 96km 未滿	51,120	23,840
96km 以上 98km 未滿	52,180	23,840
98km 以上 100km 未滿	53,240	23,840
100km 以上	54,300	23,840